

損害賠償の額の決定及び和解について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条第2項及び鹿沼市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年鹿沼市条例第17号）第6条の規定により適用されることとなる地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、令和3年9月6日鹿沼市千渡1605番88地先県道268号鹿沼環状線前原跨線橋上において発生した事故による相手方の損害について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり定め和解することについて、議会の議決を求める。

令和4年3月11日提出

鹿沼市長 佐藤 信

- | | |
|---------|---|
| 1 損害賠償額 | 1,200,000円 |
| 2 和解の条件 | 市から相手方に1の損害賠償金を支払い、今後この事故に関していかなる事情が生じても双方決して異議を申し立てない。 |
| 3 相手方 | 宇都宮市在住者 |